

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名		独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度（第3期）		
	中期目標期間	平成26～30年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		環境大臣 I－3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
	法人所管部局	総合環境政策局(法人全般)（Ⅱ～Ⅳに関する業務）	担当課、責任者	総務課長 上田康治
		総合環境政策局環境保健部（I－1に関する業務）		企画課長 菊池英弘
		総合環境政策局環境保健部（I－2に関する業務）		企画課保健業務室長 横田雅彦
		総合環境政策局（I－3に関する業務）		環境経済課環境教育推進室長 鈴木義光
		大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（I－4，5に関する業務）		産業廃棄物課長 角倉一郎
		総合環境政策局環境保健部		企画課石綿健康被害対策室長 眞鍋 馨
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 牧谷邦昭
主務大臣		農林水産大臣 I－3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境政策課長 大友哲也
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	評価改善課長 上田 弘
主務大臣		経済産業大臣 I－3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当		
	法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 奈須野太
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 須藤 治
主務大臣		国土交通大臣 I－3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当		
	法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 櫛田泰宏
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 山田輝希
3. 評価の実施に関する事項				
理事長及び役員並びに監事からのヒアリング、有識者からの意見聴取を実施				
4. その他評価に関する重要事項				
特になし				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
		B			
評価に至った理由	第三期中期目標期間の初年度となる平成26年度においては、中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置について - 公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収が計画どおり行われるとともに、納付義務者や都道府県等に対する的確な指導や利便性の向上が図られている。 また、オンラインによる申告率が平成25年度から5割を超え、平成26年度も前年度比7%増加するなど事務処理の効率化もより一層進められている。 - 公害健康被害予防事業については、収入の安定的な確保と事業の重点化及び効率化が図られるとともに、公害患者等のニーズの把握と各種事業への反映に努めている。研究課題については、より効果の高い事業に引き続き重点化を図っている。 また、平成26年度においては、予防事業の見直しの一環として、地方公共団体による効果的・効率的な事業実施の実現に向けて助成金交付要綱の抜本的な改正を行っており、高く評価できる。知識の普及に当たっては、様々な媒体や手法による情報提供が行われるとともに、研修についてもアンケート結果を事業に反映し、多様な研修が行われている。 - 地球環境基金業務については、助成事業において、新たな評価制度を導入し事業の可視化の積極的な推進、企業とNPOの連携の場を提供する等各主体間の積極的な連携、に取り組んでいる。さらに「若手プロジェクトリーダー育成支援」を新たに開始し、NPO/NGO、企業からの高い評価を得るなど、大きな波及効果が見込まれる事業や新規助成団体に対する支援拡大にも積極的に取り組むなど意欲的な事業運営がなされており、評価できる。 また、募金活動については、平成23年度以前の水準には回復していないものの、新たな寄付スキームを導入して、新規寄付者を開拓し、前年度を上回る寄付がなされたことは評価できる。 - ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、軽減事業等への助成について適正に審査し実施されている。 - 維持管理積立金の管理業務については、資金の運用、積立金の管理、積立者への運用状況の報告等が、適正に実施されている。 - 石綿健康被害救済業務については、被害者の認定についても申請・請求から認定までの処理日数を大幅に短縮し、所期の目標を上回る迅速な処理が行われたことは高く評価できる。広報活動においても、地域性や対象者を考慮しつつ、新たに交通広告を活用する等多様な媒体を活用して実施された。また、医療関係者の救済制度への認知度及び診断技術の向上を図るため、新たに四病院団体協議会とも連携した取組を開始する等、救済制度の円滑な運営に向けた取組がなされているとともに、情報セキュリティ対策が適切に行われるなど、安全かつ効率的な業務実施体制の構築が進められている。 ○機構の組織・業務の運営に関する事項について - 中期目標に基づく組織運営を図るための業務実施体制の見直し検討に着手するとともに、内部統制に関しては、研修の充実強化や理事長と職員との意見交換の機会拡大等

	により、統制環境の強化を図っている。リスク管理についてもリスク総数の更新が図られるなどしており、全体として様々な取組が適切になされている。 ・ 業務運営においては、一般管理費及び業務経費ともに予算の範囲内で全体的な経費の縮減が図られている。 ・ 業務における環境配慮については、温室効果ガスを平成18年度比で41.4％削減した。 ○予算、収支計画及び資金計画について ・ 財務の状況については、平成26年度の総利益は、約27億円であり、その主な要因は、承継勘定における利息の収支差等によるものである。資金運用については、各基金の運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用が行われている。また、承継業務に係る債権・債務の処理については、破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収も目標を上回る実績を上げている。さらに、短期借入金については、財投借入金等の償還を円滑に行いつつ、資金管理の適正化に努めた結果、その限度額を大きく下回る運用が行われている。 ○その他の業務運営に関する重要事項 ・ 常勤職員の削減にむけた検討を進めるとともに、人事評価制度についても適正な運用が図られている。特に、職員研修については、中長期的な人材育成との視点に立ち、新たに「ERCA研修計画」が策定され、職員の必要な知識等の取得や能力の開発に向けた取組みが積極的に行われていることについて高く評価できる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・ 公害健康被害予防事業について、助成事業見直しをより効果のあるものとするために、質量ともに全ての予防事業対象地域での効果的、効率的な事業の実施が求められる。 ・ 地球環境基金業務について、基金のより一層の造成に向けた取り組みが、引き続き求められる。 ・ 石綿健康被害救済業務について、被害者が確実に救済されるよう、今後とも認定・支給等の迅速かつ適正な実施、広報強化に努めることが必要である。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

様式１－１－３ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	２６ 年度	２７ 年度	２８ 年度	２９ 年度	３０ 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
＜公害健康被害補償業務＞							
汚染負荷量賦課金の徴収	B					１－１	
都道府県等に対する納付金の納付	B					１－２	
＜公害健康被害予防事業＞							
収入の安定的な確保と事業の重点化	B					２－１	
ニーズの把握と事業内容の改善	B					２－２	
調査研究	B					２－３	
知識の普及及び情報提供の実施	B					２－４	
研修の実施	B					２－５	
助成事業	A					２－６	
＜地球環境基金業務＞							
助成事業に係る事項	A					３－１	
振興事業に係る事項	B					３－２	
地球環境基金の運用等について	B					３－３	
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞	B○					４	
＜維持管理積立金の管理業務＞	B					５	
＜石綿健康被害救済業務＞							
認定・支給等の迅速かつ適正な実施	A○					６－１	
救済給付の支給に係る費用の徴収	B					６－２	
制度運営の円滑化等	B					６－３	
救済制度の広報・相談の実施	B					６－４	
安全かつ効率的な業務の実施	B					６－５	
救済制度の見直しへの対応	B					６－６	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織運営	B					1	
業務運営の効率化	B					2	
業務における環境配慮	B					3	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画の作成等	B					1	
承継業務に係る債権・債務の適切な 処理	A					2	
短期借入金の限度額	B					3	
Ⅳ．その他の事項							
職員の人事に関する計画	A					1	
積立金の処分に関する事項	B					2	
その他当該中期目標を達成するた めに必要な事項	B					3	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－1	汚染負荷量賦課金の徴収		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
汚 染 負 荷 量 賦 課 金 の 適 正・公平な徴 収	申告額に係 る 収 納 率 99 % 以 上 を維持	99%以上	99.9%					予算額（千円）	45,536,393				
	実地調査の 確実な実施	平成 24 年度実 績に比し 50% 増（95 事業所）	100 事業所					決算額（千円）	42,580,375				
汚 染 負 荷 量 賦 課 金 徴 収 業 務 の 効 率 的 実 施	徴収業務に 係る委託費 の縮減	平成 24 年度実 績に比し平成 30 年度末まで に 5%以上の縮 減	8.61%					経常費用（千円）	42,557,539				
	電子申告の 促進	電 子 申 告 の 比 率を平成 30 年 度 末 ま で に 70%以上	68.2%					経常利益（千円）	261,479				
								行政サービス実 施コスト（千円）	8,243,891				
								従事人員数	20				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

	標 期 間 に 引 き 続 き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく民間競争入札を活用する。 また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目 標 期 間 中 に 70%以上の水準に引き上げることを目 標 としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。	争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5 %以上の委託費の縮減を図る。 ② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とし、業務の効率化を図る。	務契約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5%以上の委託費の縮減が図られるよう、必要な取組を行う。 ② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とするための取組を行い、業務の 効 率 化 を 図 る。	電子申告の促進 <その他の指標> <評価の視点>	と委託契約した徴収業務において申告書等の点検及び未申告督促業務を行うことにより、機構業務の効率化を図った。徴収業務に係る委託費は平成 24 年度比 8.61%の縮減が図られた。	年度計画に掲げた目標の平成 24 年度比 5%を上回る、8.61%の縮減を達成した。	
	（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 ① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。 ② 汚染負荷量	（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 ① 委託事業者が主催する申告納付説明・相談会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量		オンライン申告件数は平成 25 年度より 320 件（7%）増加した。その結果、電子申告率は 68.2%となった。	●電子申告の促進 申告納付説明・相談会ではオンライン申告の説明に多くの時間を割いたほか、算定様式の早期ダウンロードの開始（11 月）及び実地調査時の導入依頼等の方策を講じた結果、オンライン申告件数は平成 25 年度より 320 件（7%）増加した。	

		賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	賦課金に係るシステム等の見直しを行う。 ② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。		努めた。 納付義務者等の利便性、事務処理の省力化による内部処理の適正化・効率化を図るため、汚染負荷量賦課金システムの利用上の要望・意見を取りまとめ、改修すべき項目を整理し、改修を行った。	＜課題と対応＞ ・ 次年度においては100事業所を上回る件数の実地調査を実施する。 ・ 次年度においては申告・納付手続きに係る利便性向上のため、申告の手引きやオンライン申告マニュアルなどについてシンプルかつ読みやすくする等デザインの一新を図る。 ・ 次年度においてはオンライン申告を促進するため、必要な書式の一括ダウンロードを可能とするなど、システムの改修を行う。	
--	--	---	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－１－２	都道府県等に対する納付金の納付		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－１．公害健康被害対策（補償・予防） 平成 27 年度行政事業レビューシート　事業番号 0261

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
現 地 指 導 の 実 施 都 道 府 県 等 数	原則 3 年間で全ての都道府県等に実施。（第一種地域 39 都道府県等、第二種地域 6 都道府県等）	第一種地域 13 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等	第一種地域 14 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等						予算額（千円）	45,536,393				
オンライン申請を行う自治体数	全ての納付金納付対象都道府県等	100%	100%						決算額（千円）	42,580,375				
									経常費用（千円）	42,557,539				
									経常利益（千円）	261,479				
									行政サービス実施コスト（千円）	8,243,891				
									従事人員数	20				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）納付申請等に係る事務処理の適正化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	（１）納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに国及び都道府県等に提供する。	（１）納付申請等に係る事務処理の適正化 現地指導は、原則として３年に１回のサイクルで実施する。また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省主催及び都道府県等主催の会議の場で報告するなどして、国及び都道府県等へ情報提供を行う。	＜主な定量的指標＞ 納付事務処理の現地指導都道府県等数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ３年に１回計画的に現地指導を実施することにより、適正な納付業務の事務処理を確保する。	＜主要な業務実績＞ （１）納付申請等に係る事務処理の適正化 旧第一種地域 14 都道府県等及び第二種地域 2 都道府県等に対して現地指導を実施した。現地指導の結果については、環境省にも報告した。また、公害保健福祉事業を実施するうえで創意工夫が見られた事例については、都道府県等に情報提供を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B ●納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付費に係る原始帳票等の確認及び公害保健福祉事業に係る事業実施のヒアリングを行い、適正な事務処理となるよう納付指導を行った。また、公害保健福祉事業を実施するうえで創意工夫が見られた事例については、全ての都道府県等に情報提供を行った。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 納付申請等に係る事務処理については、適正かつ正確に実施する必要があるが、原則３年に１回のサイクルで関係都道府県等を巡回し、現地指導を実施している。あらかじめ、当該年度の現地指導実施都道府県等数の目標を設定し、確実に実施することが必要であるが、平成26年度については、第一種地域については目標を上回る都道府県等に対して現地指導を実施した。また、第二種地域は目標どおりの都道府県等に対して現地指導を実施した。 また、手引き及びマニュアルの改定も計画どおり行われ、都道府県の納付業務に対する新人職員に対する担当者研修会も４回開催し、全出席者から好評を得ており、全都道府県等でオンライン申請が維持できている。 納付業務システムについては、都道府県等の要望に応じた必要な改良を行っている。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していることからBとしたもの。	
	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。	（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。また、全ての都道府県等でオンライン申請が維持出来るよう、担当者に対し研修を実施する。		（２）納付申請等に係る事務処理の効率化 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引と操作マニュアルについて見直しを行った。 全ての都道府県等が利用しているオンラインによる納付業務システムについて、より一層の理解を深めるため、「納付業務システム担当者研修会」を実施した。 納付業務システムの改修等の実施した。	●納付申請等に係る事務処理の効率化 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金に係る手引き及びマニュアルを改訂し、複数に分かれていた操作マニュアルを統合した。 納付業務システム担当者研修会を４回（５月：2回、８月：2回）実施し、13都道府県等から15名の参加を得た。開催時期を早めたところ、約７割の者から「開催時期が適当であった」との評価を得た。また、参加者全員から「本研修が有意義・やや有意義であった」との結果を得た。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 納付業務システム担当者研修会を年４回実施し、13都道府県等から15名の参加を得、また、開催時期を早めたところ、約７割の者から「開催時期が適当であった」との評価を得た。さらに、参加者全員から「本研修が有意義・やや有意義であった」との結果を得たとしているが、「計４回の研修に13都道府県からたった15名の参加しかない研修の見直し（広報・効率化）をはかるべきではないでしょうか」との有識者の意見もあり、参加者の確保のため、①さらに参加しやすい時期の検討、②研修内容の工夫等の更なる検討、③都道府県等からの幅広いニーズの聴取が必要である。 納付申請等に係る事務処理の効率化について、都道府県等のニーズに対応しているが、引き続き都道府県等のニーズの把握に努められたい。	
							＜その他事項＞ 特になし。	

						納付業務システムについては、最新のパソコン環境への対応、データ転記機能の追加を行うなど、都道府県等の要望に応えた。 <課題と対応> ・ 都道府県等に対して指導調査を引き続き実施するとともに公害保健福祉事業の実態調査を本格的に実施し、事業実施担当者等へのインタビューを行う等、より充実した情報収集に努める。 ・ 都道府県等を対象とした「納付業務システム担当者研修会」の実施場所及び実施回数を増やす等、特に初めて担当となる者にもP Cを用いて操作できるよう更なる研修の充実を図る。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－1	収入の安定的な確保と事業の重点化		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
	収入の安全 で有利な運 用	—	—						予算額（千円）	1,084,950				
									決算額（千円）	933,450				
									経常費用（千円）	921,362				
									経常利益（千円）	25,032				
									行政サービス実 施コスト（千円）	122,251				
									従事人員数	16				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。	公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。	（1）収入の安定的な確保 公害健康被害予防基金の運用については、運用方針に基づき安全で有利な運用に努める。 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現	＜主要な業務実績＞ 公害健康被害予防基金の安全で有利な運用に努め、環境省からの自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用して、収入の安定的な確保を図ることができた。	＜評価と根拠＞A 公害健康被害予防基金の安全で有利な運用に努め、環境省からの自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用して、収入の安定的な確保を図ることができた。	評価 B ＜評価に至った理由＞ 公害健康被害予防基金の運用状況については、計画額を下回る運用収入となったものの、現在の市場動向等に応じた安全かつ有利な運用により、収入の安定確保が図られている。 また、ぜん息患者等のニーズを継続して把握し、その結果を反映することによる事業内容の改善が進められているほか、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が実施するソフト 3 事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）に対する助成については、その要望のすべてに対応する等、事業の重点化と効率化が図られている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B としたものの。

		また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。	された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。 （２）事業の重点化・効率化 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。	化の重要性・困難さ	近年のぜん息やＣＯＰＤの治療環境の変化及び独立行政法人や基金等を巡る事業環境を踏まえて平成 25 年度末にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方に基づき、今年度はその具現化・実行の方針を定め、直轄事業の見直しについて、調査研究の事業費の削減、講演会等や作成パンフレットの合理化、NPO 法人等を活用した知識普及の協働事業や動画の配信等の新たな事業を実施した。また、助成事業の見直しについて、助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成 27 年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との意見調整等を丁寧に進めたことにより地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。	さらに、左記の業務実績のとおり、本事項は第 3 期中期目標期間（平成 26～30 年度）以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、多くの課題で目指す成果を得ることができた。 ＜課題と対応＞ 引き続き公害健康被害予防基金の安全で有利な運用を行うとともに、公害健康被害予防事業の第 3 期中期目標期間における見直しの二年度目以降の取組を着実に進める。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 運用収入については、今後さらに減少する見込みであることから、より一層の事業の重点化と効率化により、必要とされる事業の継続を確保すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	------------------	--	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－2	ニーズの把握と事業内容の改善		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ											
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
										予算額（千円）	1,084,950
										決算額（千円）	933,450
										経常費用（千円）	921,362
										経常利益（千円）	25,032
										行政サービス実施コスト（千円）	122,251
										従事人員数	16

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 本事項「ニーズの把握と事業への反映」は、公害健康被害予防事業の役割からして、本来的に基本とすべき	＜主要な業務実績＞ 平成 25 年度末にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方は、これまで把握を続けてきたぜん息等の患者、地域住民、関係地方公共団体、患者団体等のニーズや意見を事業内容に反映し、抜本的に改善するためのものがある。今年度はその具現化・実行の方針を定め、直轄事業の見直し	＜評価と根拠＞A 左記の業務実績のとおり、本事項は第 3 期中期目標期間（平成 26～30 年度）以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、多くの課題で目指す成果を得ることができた。 また、継続して実施している患者団体等との連絡会における意見交換及び各種事業の参加者等に対するアンケート調査で、今年度も様々なニーズ	評価 B ＜評価に至った理由＞ 患者団体やNPO法人等との意見交換、事業参加者へのアンケート及び事業実施後の追跡調査等を通じて把握したニーズにより、就学期や思春期、高齢者等の年齢階層に応じた事業内容の充実や、ぜん息患者教育スタッフや呼吸リハビリテーションを行う理学療法士を対象とする専門職向けの研修事業を実施する等、把握した様々なニーズを的確に事業内容に取り入れている。 また、ぜん息患者等や地域住民のニーズを的確に把握し、事業内容の改善に活用するために実施しているソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続しており、平成 25 年度において構築した地方公共団体において自ら事業実施効果の評価・分析が可能となる「集計・分析システム」について今年度から運用を開始しており、効果的・効率的な事業内容の改善への取組がなされていると認められる。

	また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。	重要な取組であるということ。 事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ	について、調査研究の事業費の削減、講演会等や作成パンフレットの合理化、NPO 法人等を活用した知識普及の協働事業や動画の配信等の新たな事業を実施した。 また、助成事業の見直しについて、助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成27年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との意見調整等を丁寧に進めたことによって地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。 継続して実施してきている公害健康被害補償予防制度と関わりの深い患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人等の団体との連絡会を3月に開催し、小児・成人の分野別に予防事業の効果的なあり方について意見交換を行ったとともに、平成25年度までの患者団体へのヒアリング等により把握したニーズに基づき、知識の普	や意見を把握することができたとともに、昨年度以前に把握したニーズ等を今年度の事業展開に的確に反映することができた。 ＜課題と対応＞ 公害健康被害予防事業の第3期中期目標期間における見直しの二年度目以降の取組を着実に進めるとともに、ニーズの把握（患者団体等との連絡会における意見交換、各種事業の参加者等に対するアンケート調査等）と事業展開への的確な反映を、継続して行う。	以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 当年度において運用を開始した「集計・分析システム」について、自治体に対して活用方法等のサポート・情報提供を行うことにより、自治体が積極的かつ有効に活用できるための取組を行われたい。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	--	--	---

					及事業及び研修事業 において新たな事業 展開を行った。		
--	--	--	--	--	-----------------------------------	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－3	調査研究		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
調査研究費の総額の削減	平成 24 年度比で 10 % 以上削減する	同左	39%削減					予算額（千円）	1,084,950				
課題の採択までの事務処理期間	外部有識者による評価を行い、公募締切日から 60 日以内に決定する	同左	59 日					決算額（千円）	933,450				
								経常費用（千円）	921,362				
								経常利益（千円）	25,032				
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251				
								従事人員数	16				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成24年度実績に比し、10%削減すること。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。	（１）環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト３事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題や今日の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。 なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成24年度比で10%以上削減する。 新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、	（１）環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、平成26年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。 大気環境の改善分野に係る調査研究についても、中期計画に則り、平成26年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。 なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成24年度比で10%以上削減する。 公募の実施に当たっては、ホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。	＜主な定量的指標＞調査研究費の総額の削減 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に具体的に活かされているか。	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度から開始する調査研究では、第 3 期中期計画に掲げるぜん息等の患者の日常生活の管理・指導等に関する課題や局地的な大気汚染の改善に係る課題など今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した課題への選択と集中を高め、研究費の配分の見直し、研究経費の査定等を行うことにより、研究費の総額を平成24年度比で39%削減した。 			

		競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。		善分野の調査研究とも、目標の「60 日以内」の59 日であった。		
	(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。さらに、研究成果については、	(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。また、研究成果については、研		調査研究の外部有識者による評価（事前評価・年度評価・事後評価）を的確に実施したとともに、これまでの調査研究の成果を事業メニューの具体的な見直しや啓発パンフレットの作成などに反映させた。		

		研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。	究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－4	知識の普及及び情報提供の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
講演会の参加者等による評価	講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。					予算額（千円）	1,084,950				
								決算額（千円）	933,450				
								経常費用（千円）	921,362				
								経常利益（千円）	25,032				
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251				
								従事人員数	16				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。 また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。 また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息専門医等によるぜん息等講演会の開催、ぜん息電話相談などの事業並びに N P O 法人等の知見を活用した事業を積極的に実施する。 また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改	<主な定量的指標> 講演会の参加者等による評価 <その他の指標> <評価の視点> ぜん息・C O P D、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。 事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ	<主要な業務実績> 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及（講演会・講習会・市民公開講座・「ぜん息児水泳記録会」の開催、「ぜん息・C O P D 電話相談室」）、大気環境改善に係る知識の普及（大気浄化植樹マニュアル改訂版の発行、エコドライブ普及ツールの貸出し）、啓発資料や教育ツール（冊子類、Web コンテンツ等）の作成・提供及びホームページによる情報提供（機構ホームページ内の「大気環境・ぜん息などの情報館」）を積極的に実施し、講演会等の参加者及び「ぜん息・C O P D 電話相談室」の利用者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80%以上から 5 段階評価で上位 2 段階の高評価を得た。 さらに、近年のぜん息や C O P D の治療環境の変化及び独立行政法人や基金等を巡る事業環境を踏まえて平成 25 年度末にまとめた公害健康被害予防事業の見直し	<評定と根拠> A 定量的な目標を達成することができた。 さらに、左記の業務実績のとおり、公害健康被害予防事業の見直しの考え方の具現化・実行は第 3 期中期目標期間（平成 26～30 年度）以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、目指す成果を得ることができた。 <課題と対応> ぜん息・C O P D、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組を、講演会等と冊子類等の両面で継続して行う。また、冊子類やコンテンツについて、統合や見直し等の改善を進める。	評定 B <評定に至った理由> 地域住民に対する講演に併せて実技体験を行った講演会や、乳幼児と接する機会、時間の多い保育士等への講習会を開催する等、様々な手法によりぜん息等の発症予防、健康回復に係る知識の普及事業が行われており、ほぼ全ての実施事業において、参加者の概ね 9 割から高い評価を受けており、中期目標に定める目標を達成している。 また、今年度からの新たな取組として、地域に根差した活動を行っている N P O 法人等との協働事業を一部地域において開始しており、それら事業の実施によって得られた成果や課題の検討を行うことにより、事業の担い手の増加や事業実施地域の拡大等、今後の更なる充実が期待される。 各種情報の提供事業についても、啓発資料やホームページによる情報発信、過去の調査研究事業による成果を事業用マニュアル化する等、有効な活用がなされており、適切かつ積極的な事業運営がなされている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B としたもの。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

		させるなど質の向上を図る。 (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。	等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。 (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。		の考え方にに基づき、今年度はその具現化・実行の方針を定め、知識の普及事業の新たな事業展開として、ぜん息等予防の啓発に積極的に取り組んでいる NPO 法人等との協働事業の立ち上げ、地方公共団体からのニーズが高い PM2.5 に関する専門的知見や最新の情報を地方公共団体の技術系職員等に提供する「大気環境対策セミナー」の開催等を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－２－５	研修の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－１．公害健康被害対策（補償・予防）

２．主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
研修受講者による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	有効回答者の 90 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。					予算額（千円）	1,084,950				
								決算額（千円）	933,450				
								経常費用（千円）	921,362				
								経常利益（千円）	25,032				
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251				
								従事人員数	16				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。 また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。 また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。 実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。 また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。 実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	＜主な定量的指標＞ 研修受講者による評価 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 公害健康被害予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。 また、実際に効果的な研修となっているか。	＜主要な業務実績＞ 地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者を対象とする各種研修（「初任者研修」「機能訓練研修」「保健指導研修」「環境改善研修」）及び公害健康被害予防事業対象地域の医療機関等に勤務する看護師等のコメディカルスタッフを対象とする各種研修（「呼吸リハビリテーションスタッフ養成研修」「ぜん息患者教育スタッフ養成研修」）を実施し、受講者による評価で、すべての研修コースについて有効回答者の90%以上から5段階評価で上位2段階の高評価を得た。	＜評定と根拠＞B 定量的な目標を達成することができた。 ＜課題と対応＞ 各研修をより効果的なものにしていく取組を継続して行うとともに、地域においてぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフも含めて展開していくための取組を進める。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 過去の研修受講者からのアンケート結果から把握したニーズにより実技の講義を取り入れる等、より実践的な技術習得のためのカリキュラムの見直しを継続して実施しているほか、eラーニング学習システムの運用により効果的な研修を実施しており、事業参加者等の9割以上から高評価を得ていることから、研修の質においては、高水準の研修内容で行われているものと認められる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 研修事業については、受講者数が低調な状況にある。その一方、コメディカルスタッフを対象とする呼吸リハビリテーション研修については、募集方法の改善の効果もあって、受講定員枠を増加して対応していることから、研修内容によっては、大きい需要があることが認められる。よって、今後とも、ぜん息患者等に接する機会等を多く有する専門職等のニーズの的確な把握に努めることにより、質量ともに充実されたい。 ＜その他事項＞ 特になし。	

		なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。	当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。				
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－6	助成事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0260

2. 主要な経年データ																
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度				26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
												予算額（千円）	1,084,950			
												決算額（千円）	933,450			
												経常費用（千円）	921,362			
												経常利益（千円）	25,032			
												行政サービス実 施コスト（千円）	122,251			
												従事人員数	16			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。	環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化	環境保健分野に係る助成事業については、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされてい	＜主要な業務実績＞ 環境保健分野の助成については、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト 3 事業を優先的に採択し、計 413 百万円の助成を行った。また、環境改善分野の助成については、大気浄化植樹事業に計 10 百万円の助成を行った。 さらに、公害健康被害予防事業の抜本的な重点	＜評定と根拠＞ A 今年度の助成について、地域住民のぜん息等の発症予防等に直接つながる事業に重点化した助成、関係地方公共団体のニーズに対応した助成を行うことができた。 さらに、左記の業務実績のとおり、本事項は第 3 期中期目標期間（平成 26～30 年度）以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、目指す成果を得ることができた。	評定 A ＜評定に至った理由＞ 環境保健分野における助成事業について、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト 3 事業については、事業を実施する地方公共団体の要望のすべてに対応できるように優先的に採択している。 また、ソフト 3 事業の参加者に対する事業実施効果の把握測定調査の集計・分析システムの運用を開始しており、地方公共団体自らが事業効果の把握を行なうことが可能となり、より効果のある事業に重点化がなされるよう地方公共団体への支援が図られている。 特に、ぜん息等の治療環境や予防事業を取り巻く環境の変化、ぜん息患者等から把握したニーズを踏まえて平成 25 年度において取りまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方にに基づき、今年度においてはその具現化のひとつとして、地方公共団体との多大な意見調整を経て、理解と協力を確保することにより、「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」の改正を円滑に実施した。当該

		を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。 なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。 環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。	等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。 なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。環境改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、真に必要な事業に限定して実施する。	るか。 事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ	化・効率化として助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成27年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との意見調整等を丁寧に進めたことによって地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。	＜課題と対応＞ 助成事業は、公害健康被害予防事業の見直しの一環として、平成27年度から見直し後の助成事業メニューで実施していくこととなる。関係地方公共団体がこれを活用して、各地域で事業がより効果的に実施できるよう総合的に支援していく。	改正は、従来からメニューが固定化していた機能訓練事業を改め、自己管理の技術やノウハウを習得するための事業（自己管理支援教室）について、地方公共団体の企画立案による実施を可能とし、また、専門職向けの知識普及及び啓発事業のメニューを追加したほか、最新の知見を踏まえて各種の抜本的な改正を行ったものであり、平成27年度から改正後の要綱が適用される助成事業において、各地方公共団体が効果的、効率的に事業を実施するにあたって大きな効果が期待される。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果を上げていることからAとしたもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今年度実施した助成事業メニューの見直しをより効果のあるものとするためにも、質量ともに一部地域に偏ることのないすべての予防事業対象地域での効果的、効率的な予防事業の実施が求められる。 また、各地方公共団体が地域の住民から把握したニーズに基づいて、新規事業の実施にあたってのサポートや既存事業の更なる向上に資するため、機構が中心となって、地方公共団体間での情報の共有や意見交換の場を設けることが望まれる。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	---	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
助成対象分野への重点化	国の政策目標や社会情勢を勘案した分野に重点化	83.2%	79.6%					予算額（千円）	981,864				
海外助成対象への重点化	アジア地域を中心とする地域に重点化	90.5%	92.7%					決算額（千円）	867,208				
若手プロジェクトリーダー育成支援人数	育成人数 5 年で 50～75 人程度(毎年度 10～15 人程度)	－	16 人					経常費用（千円）	867,426				
これまで助成を受けたことのない団体への助成件数	全助成件数の 2 割以上	20%	26.4%					経常利益（千円）	－				
支払申請処理期間	平均処理期間 4 週間以内	28 日	27.72 日					行政サービス実施コスト（千円）	696,304				
評価体系数	事業の開始から終了まで第三者委員が関わる評価の実現	1 体系	3 体系					従事人員数	11.5				
交付決定処理期間	平均処理期間 30 日間以内	30 日	28 日										
Excel マクロファイル	第二期中期目標期間中平均以上	82.8%	93.91%										

	利用率													
	各主体との連携団体数	各主体との連携の促進	8団体	17団体										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）助成の重点化等 助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携に	（１）助成の重点化 助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展	（１）助成の重点化 助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。 また、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、活動の成果・効果が明確に目標設定された活動や、企業・行政等との連携に	＜主な定量的指標＞ ・助成件数 ・助成対象分野への重点化 ・海外助成対象の重点化 ・若手プロジェクトリーダー育成支援人数 ・助成を受けたことのない団体への助成件数 ・支払申請処理期間 ・評価対象団体数 ・交付決定処理期間 ・Excel マクロファイル利用率 ・各主体との連携団体数 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 年度計画に定め	＜主要な業務実績＞ (1)助成事業の重点化 国の政策目標等を勘案した重点配慮事項に基づく対象活動に重点化して採択した活動は 197 件中、157 件（79.6％）であった。 海外の助成活動 41 件については、アジア太平洋地域での活動に重点化して採択した活動は 38 件（92.7％）であった。 平成 26 年度より、一般助成、入門助成に加え、フロントランナー助成、プラットフォーム助成、復興支援助成を創設し助成を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：S ●助成重点化率 助成対象について、国の政策目標等を勘案した地球温暖化防止、生物多様性保全等の分野の活動に対して（157 件/197 件、79.6％）、また、海外活動について、アジア太平洋地域での活動に対して（38 件/41 件、92.7％）、重点的に助成することができた。 ●助成メニュー再構築の反響 助成メニューの再構築することにより、地球環境基金が支援する環境保全活動によって生み出される社会的価値を明確に打ち出すことができた。 これからの環境保全活動の手本となる先進的な活動を見出し支援するフロントランナー助成では、これまで地域のNPOが個別に行っていた鳥獣被害対策	評定	A
							＜評定に至った理由＞ これまで実施してきたプロジェクト終了後の実地評価に加え、助成団体、評価委員、機構が一体となって行うプロジェクト採択後の事前目標共有、中間年度に行う中間評価の新たな制度を導入（1 体系⇒3 体系、前年度比 300％）するとともに、導入に併せて評価対象も大幅に増加するなど助成事業の可視化に積極的に取り組んでいる。 また、環境保全活動への助成を行う企業等に働きかけ、「NGO/NPO 支援団体連絡会」を結成し合同で助成金説明会を開催するとともに、「企業と NPO との協働」をテーマに助成活動報告会を開催し、企業と NPO との連携の場を提供するなど環境保全活動に取り組む各主体の中心となって積極的な連携に取り組んでいる（8 団体⇒17 団体、前年度比 212.5％）。 さらに、環境保全活動へのプロジェクト助成については、将来の NPO/NGO を担う若手職員の能力向上が重要であることから、振興事業と連携した新たな「若手プロジェクトリーダー育成支援」を開始し、NPO/NGO や企業から高い評価を得るなど、対外的な波及効果が大きい事業に取り組んでいる。 上記以外にも、地球環境基金 20 周年を契機に、先進的な活動を支援する「フロントランナー助成」や国際会議等への参画を支援する「プラットフォーム助成」など、ニーズに即した助成メニューへの見直しを行うとともに、助成団体の裾野を広げるための新規助成団体への助成（対目標値比 132.0％）や各種事務手続き等の簡素化・効率化に積極的に取り組んでいる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しており、「若手プロジェクトリーダー育成支援」、「新規助成団体への助成」、「ニーズに即した助成メニューの見直し」といった、国内外の環境保全活動に取り組む NPO/NGO の育成という地球環境基金創設の本来の目的の達成に資する取組を実施しており、また、「新たな評価制度の導入」、「各主体間の連携」といった助成事業の価値を高める取組を実施していることからAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし	

よる活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。	開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。	よる活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的な事業を実施する。	られた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な助成その他の活動を行っているか。	平成 26 年度より、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた人材育成プログラムとして、若手プロジェクトリーダー育成支援を開始し、応募 71 名の中から 16 名を採択した。	のノウハウを波及するための全国初のネットワークを組織する成果があった。 平成 26 年度要望件数は約 10%増の 509 件となった（平成 25 年度要望件数 465 件）。 ●若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの反響 環境 NGO・NPO の多くから反響があり、16 名の採択に対し、71 名の応募があった（倍率 4.4 倍）。 今後の NPO・NGO による環境保全活動に重要である若手プロジェクトリーダーとしての能力向上を支援することにより、助成活動の取組内容が向上した。 このことは、環境 NGO・NPO から高い評価を得ており、今後の環境保全活動の発展に大きなインパクトを与えた。 ●新規団体採択率 これまで地球環境基金の助成を受けたことのない 52 団体（新規採択件数の 50%、全助成件数 26.4%（目標値の 132%））に助成を行い、環境保全活動の裾野の拡大を図ることができ	<その他事項> 特になし
（2）助成先の固定化の回避 助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として 3 年間、特段の事情がある場合でも	（2）助成先固定化回避 一つの事業に対する助成継続年数は、3 年間を限度とし、特段の事情がある場合でも 5 年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に	（2）助成先固定化回避 一つの事業に対する助成継続年数は、3 年間を限度とし、特段の事情がある場合でも 5 年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に		(2)助成先固定化回避 運営委員会の審議を経て 197 件の助成を行い、ホームページに公表した。なお、3 年を超える継続採択案件はなかった。 また、助成対象の裾野を広げるため、これまで地球環境基金の助成を受けたことの		

	5年間を限度とする。 また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。	履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。	履行する。また、助成対象の裾野の拡大を図るため、機構ホームページ等の活用及び関係機関との連携などの助成事業に係る周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催し、助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行う。		ない団体を対象に 52 件の助成（全助成件数の 26.4%（新規活動件数の 50.0%））を行い、全助成件数の 2 割以上となった。	た。
	（3）処理期間の短縮 助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1 件当たりの平均処理期間については、4 週間以内とすること。	（3）処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の 1 件当たりの平均処理期間を 4 週間以内とする。	（3）処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間を 4 週間以内とする。	(3)処理期間の短縮 助成金の支払申請に係る事務については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、処理日数を計画どおり 4 週間以内で実施した。	●平均処理期間 助成金の支払申請の事務処理の平均処理期間は、迅速な処理に努め、4 週間以内（27.72 日）の日数で処理することができた。	
	（4）第三者機関による評価を踏	（4）第三者機関による評価を踏	（4）第三者機関による評価を踏	(4)第三者機関による評価を踏まえた対応		

	まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。	まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、新たな評価システムとして、評価手法の明確化等の検討を行い事業の推進を図る。		平成 26 年度から評価要領を一新し、新たな評価要領に則り実施した（一部は試行）。 事前目標共有として活動 1 年目の 64 団体を対象に目標設定について評価専門委員が確認し、団体にフィードバックした。 中間評価として活動 2 年目の団体から 14 団体を抽出し評価専門委員がヒアリングを行った。 事後評価（実地評価）として平成 25 年度に活動を終了した団体のうち 6 団体を抽出し、活動現場を訪問しヒアリングを行った。 平成 25 年度事後評価結果の取りまとめを公表、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成 27 年度募集案内に反映させた。 フォローアップ調査として平成 22～24 年度に助成していた団体にアンケート調査を実施し、86.2%の団体が現在も活動を継続していることが確認された。	●新評価制度の導入 平成 26 年度から事業の開始から終了まで、評価専門委員が活動の状況を確認し、アドバイスする、新たな評価制度を導入した。 事前目標共有として、評価専門委員が確認した目標設定を団体担当者へフィードバックしたことにより、団体が記載する交付申請書の活動計画の質を格段に向上させることができた。 各評価委員からは、先駆的な評価方法であり、助成活動の成果の可視化をより実現させるものであると高い評価を受けた。 平成 25 年度事後評価結果の取りまとめを公表、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成 27 年度募集案内に反映させることができた。 ●活動継続率 地球環境基金の助成のねらいの 1 つは助成終了後も活動が自立して実施されることであるが、フォローアップ調査にて、80%を超え	
--	--	--	---	--	--	---	--

	(5)利用者の利便性向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	(5) 利用者の利便向上を図る措置 ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	(5) 利用者の利便向上を図る措置 ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、要望書及び支払い申請書などの各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするとともに、中間支援組織等と連携して助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	(5)利用者の利便向上を図る措置 ①助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を28日（平均処理期間30日以内）で実施した。 ②助成金支払申請の利便性向上のため構築した Excel マクロファイルについて、5月の内定団体説明会において利用方法の説明を行った。（第1回～第5回の平均利用率93.91%）。 支払申請の約3週間前に助成団体宛一斉メールを各支払い毎（年間5回）送信し、申請勧奨を行った。 平成27年度募集案内、各種様式等をホームページに逐次掲載した。 地球環境基金主催及び他の助成団体と合同説明会を全国15箇所で行った。 助成金募集の周知	る団体が、地球環境基金の助成終了後も自立して活動を継続していることが確認された。 ●平均処理期間 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を28日（平均処理期間30日以内）で実施することができた。 ●利便性向上 支払申請の利便性向上のための Excel マクロファイルの提供、支払申請の約3週間前に助成団体に対する申請勧奨メールの送信を実施することにより、助成金支払申請に係る処理期間について、計画目標である4週間以内を達成することができた。 平成27年度の助成について、平成26年度中の3月に早め実施することができた。これにより、助成団体は年度早期に活動を開始することができるように
--	--	---	---	---	---

		③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。	③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、環境パートナーシップオフィスなどの関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。	として全国の環境 NGO・NPO にメール送信（3600 件）するとともに、募集案内を 1500 箇所配布した。 ③地方環境パートナーシップオフィス（地方 EPO）と環境教育等促進法に基づく「協定書」の締結し、同法初の登録として環境大臣に届け出た。 環境保全活動に助成を行う企業等 10 団体に呼びかけ NGO・NPO 支援団体連絡会を開催するとともに、この連携により 9 月に 10 の支援団体合同の助成金説明会を開催した。 地方 EPO と助成金説明会や各地域のニーズの掘り起こし等について意見交換を行った。	なった。 ●他の主体との連携の効果 地方 EPO 受託団体と環境教育等促進法に基づく「協定書」を締結し、同法初の登録として環境大臣に届出を行い、環境保全活動支援の協力体制を推進することができた。 地球環境基金の呼びかけにより NGO・NPO 支援団体連絡会や、全国の地方 EPO との意見交換会を発足させ、環境 NGO・NPO を包括的に支援する枠組みを構築した。また、NGO・NPO 支援団体連絡会の発足を契機に環境分野で全国初の 10 の支援団体合同の助成金説明会を開催することができた。 <課題と対応>	
--	--	--	---	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
受講者アンケート満足度	「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80 % 以上から得る	80%	89.0%					予算額（千円）	981,864				
								決算額（千円）	867,208				
								経常費用（千円）	867,426				
								経常利益（千円）	－				
若手プロジェクトリーダー研修実施回数	各コース年 3 回	－	3 回					行政サービス実施コスト（千円）	696,304				
若手プロジェクトリーダー育成支援人数	育成人数 5 年で 50 ～ 75 人程度（毎年度 10 ～ 15 人程度）	－	16 人					従事人員数	11.5				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 研修事業については、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、若手プロジェクトリーダー研修などの助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。また、民間団体を支援している他の助成団体などと情報交換等を行うなどの連携を図る。	＜主な定量的指標＞ ・受講者アンケート満足度 ・若手プロジェクトリーダー研修実施回数 ・若手プロジェクトリーダー育成支援人数 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な研修事業、調査事業その他の活動を行っているか。	＜主要な業務実績＞ (1)調査事業、研修事業の重点化 調査事業は過去の助成活動の情報整理・分析及び海外の NGO や助成団体が行っている評価についての情報収集し、日本国内の環境保全活動の成果の可視化として、活動形態別に整理した指標群として取りまとめた。 助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた若手プロジェクトリーダー育成研修を開始し、年 3 回の合宿形式の研修を直轄事業として実施した。 地域の環境 NGO・NPO 活動を推進するため、スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修（基礎研修）を全国 16 会場において実施した。 国際協力の振興と実践活動を担う人材を育成するため、フィリピン共和国において、海外派遣研修を 2 コース実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A (1)調査事業、研修事業の重点化 調査研究事業として、地球環境基金事業の過去の助成活動について情報整理を行うとともに、海外の NGO や助成団体の活動の評価の状況について情報収集し、指標群の事例を取りまとめることができた。 ●若手プロジェクトリーダー研修創設の効果 若手プロジェクトリーダー育成支援は、研修で得た知識を 3 年間の助成活動を通じて実践することになり、助成活動の質の向上が図られた。 平成 26 年度は戦略作りの研修を実施したが、若手プロジェクトリーダーの担当する平成 27 年度の助成金要望書の戦略の質は、格段に向上した。 年 3 回の合宿形式のカリキュラムにしたことにより、若手プロジェクトリーダー同士が自発的に各人が担当するプロジェクトの詳細をコンサルティングしあったり、自主的に	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 研修事業の効果については、研修受講者に対するアンケート調査結果から、「有意義であった」との評価を有効回答者の 89%から受けている。 また、環境保全活動へのプロジェクト助成については、将来の NPO/NGO を担う若手職員の能力向上が重要であることから、助成事業と連携した新たな「若手プロジェクトリーダー育成研修」を年 3 回開催し、若手プロジェクトリーダー16 人に対し研修を行っている。その結果、若手プロジェクトリーダーのレベルの向上、Facebook を活用した若手プロジェクトリーダー間の自主的なネットワークの構築が図られたほか、NPO/NGO や企業から高い評価も得ている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 若手プロジェクトリーダー研修を定着させるとともに、企業の助成事業においても同様の取組が広がるよう、地球環境基金が中心となって各企業等との積極的な連携を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし	

		ようにするなど、 質の向上を図る。	た」 との評価を 有効回答者のう ち 80%以上から 得られるように するなど、質の 向上を図る。		の研修運営の改善をテ ーマに意見交換を行っ た。	じたプログラムに改善 したことが成果である。 <課題と対応>	
--	--	----------------------	--	--	--------------------------------	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等について		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
寄付件数 （計画値）	最終年度に 3,776 件	－	755.2 件	1,510.4 件	2,265.6 件	3,020.8 件	3,776 件	予算額（千円）	981,864				
寄付件数 （実績値）	－	755.2 件	874 件					決算額（千円）	867,208				
達成度	－	－	115.7%					経常費用（千円）	867,426				
寄付額 （計画値）	最終年度に 237,621 千円	－	17,316 千円	72,392.3 千円	127,468.6 千円	182,544.9 千円	237,621 千円	経常利益（千円）	－				
寄付額 （実績値）	－	－	18,170 千円					行政サービス実 施コスト（千円）	696,304				
達成度	－	－	104.9%					従事人員数	11.5				
募金システム 数	平成 25 年度 の実績数	1 システム	3 システム										
広報・募金活動 数	平成 25 年度 の実績数	5 活動	5 活動										
基金の運用額	平成 26 年度 計画額	210 百万円	212 百万円										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。 また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。 また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	広報・募金活動の強化に向けて機構内の体制を整備するとともに、新たな募金方法等を検討・実施し、これまでの取組について国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組む、地球環境基金のより一層の造成に努める。 また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	＜主な定量的指標＞ ・寄付件数 ・寄付額 ・募金システム数 ・広報・募金活動数 ・基金の運用額 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。 寄付額（計画値）の5ヶ年計画については、平成26年度が「地球環境基金企業協働プロジェクト」等の新たな取組の導入初年度であることを踏まえ、各種取組の更なる周知・広報、「カードポイントによる寄付」等新たな取組の導入に向けた検討など今後を見据えた取組が行われているか。	＜主要な業務実績＞ (1)広報・募金活動等 広報・募金活動の更なる強化のため、機構全体で取組む「寄付金推進委員会」を立ち上げ、新たな寄付メニューについて検討を行い、企業等からの寄付金を直接助成に充て、一部を基金に繰入れるスキーム「地球環境基金企業協働プロジェクト」の導入や、個人や企業等から継続的に基金に寄付できる仕組み（サポーター制度）など、新たな寄付メニューを導入した。また、環境イベントでの地球環境基金PR活動、寄付でNGO・NPOの活動支援につなげるための各種冊子等の作成・配布など、広報・募金活動に積極的に取り組んだ。 (2)基金の運用 基金の運用においては、運用方針に従うとともに、市場の状況や金利の有利性を勘案して債券を購入するなど、利息収入の確保を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：B (1)広報・募金活動等 新たな募金方法等の検討・実施のため機構全体で取組む「寄付金推進委員会」を年度計画どおり立ち上げ、新たな寄付メニューについて検討を進め、寄付メニューの一つである大口寄付獲得に向けた寄付スキーム「地球環境基金企業協働プロジェクト」を導入した。同スキームを導入したことにより10,000千円の大口寄付を受け入れることができ、そのうち1,000千円を基金に積み上げた。その他、地球環境基金の広報・募金活動に取り組んだ結果、寄付件数、寄付額とも、昨年度を上回った（寄付件数：874件、対前年度10.773%増、寄付額：18,170,216円、対前年度4.931%増）。 (2)基金の運用 運用については、市場の状況や有利性を勘案し、中期計画の予算を割り込まない範囲で債券を購入することで利息収入の確保に努めた。 ＜課題と対応＞	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 大口寄付の獲得に向け、助成費用への充当及び基金造成の両面を同時に行う「地球環境基金企業協働プロジェクト」を導入した結果、1,000万円の大口寄付を獲得している。また、個人や企業等から継続的に寄付を受ける「サポーター制度」、携帯電話を活用して寄付ができる「かざして募金」の新たな寄付スキームの導入、地方自治体・日本商工会議所等へのパンフレットの設置、環境等に関するイベントでの地球環境基金事業のPRなどの地道な広報・募金活動を行っている。その結果、寄付件数が前中期目標期間の平均に比較して伸びが大きく（15.7ポイント増）、寄付額についても前中期目標期間最終年度値を上回る（4.9ポイント増）成果を得ている。また、基金の運用について、金利状況の厳しい中、安全かつ有利な運用を行い、年度計画額を上回る運用収入を得ている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 「地球環境基金企業協働プロジェクト」の更なる周知・広報に努めるとともに、「カードポイントによる寄付」などの寄付金の獲得のための新たなスキームの導入に向けた検討の継続や目的を明確にした効果的な広報・募金活動を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし	

						(1)広報募金活動等 新たな寄付メニューについて引き続き検討を行い、具現化を進め、併せて効果的な広報を実施し、募金件数、募金額の増に努める。 (2)基金の運用 市場の状況を注視しつつ、金利の優位性を勘案し、利息収入の確保に努める。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－４	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」： 費用負担が困難な中小企業者等に対して、高濃度 P C B 廃棄物の処理費用負担軽減のために助成を行うことで、高濃度 P C B 廃棄物の処理が促進されるため、期限内処理の早期完了のためには必要不可欠な事業であるため。 難易度：「中」 中小企業者等の高濃度 P C B 廃棄物の処理費用負担軽減事業、P C B 廃棄物処理に係る環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進に係る事業の交付申請内容の審査及び交付決定において、基金の適切な管理及び執行を確実に行う必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	４．廃棄物・リサイクル対策の推進 ４－４．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 平成 27 年度行政事業レビューシート　事業番号 0174 平成 27 年度基金シート　基金シート番号 27-004

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
高濃度 P C B 廃棄物の全体累積処理台数	平成 37 年度までに高圧トランス等を全量処理（347,000 台）。	－	347,000 台	347,000 台	347,000 台	347,000 台	347,000 台	予算額（千円）	3,092,992				
全体累計処理台数（実績値）		194,304 台	228,124 台					決算額（千円）	2,233,092				
達成度			66%					経常費用（千円）	2,233,054				
中小事業者等助成件数（計画値）	各年度の助成件数		4,865 件	5,005 件	－	－	－	経常利益（千円）	－				
中小事業者等助成件数（実績値）			3,993 件					行政サービス実施コスト（千円）	2,173,590				
達成度			82%					従事人員数	2.25				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。 また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。	ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）及びPCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。 本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。	環境大臣が指定する者からの助成交付申請を適正に審査した上で交付する。 また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。	＜主な定量的指標＞ 中小企業者等への助成件数、高濃度PCB廃棄物処理台数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ PCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で交付決定し、四半期ごとに助成金の交付を行った。 また、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で交付決定を行い、事業実施後においては事業実績報告書を審査し助成金の交付を行った。 本助成金の審査基準、助成対象事業の実施状況、事業の採択状況並びに基金の管理状況などについて、機構ホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定：B PCB廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を適正に審査して実施した。 本助成金の助成対象事業の実施状況等並びに基金の管理状況について機構ホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、環境大臣が指定する者からの助成交付申請を適正に審査した上で交付する。 また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するための情報の公表を適切に行う。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 平成 26 年度の助成件数実績は、処分費用の準備ができていないために JESCO への処理委託を忌避している事業者がいること等により当初予定助成件数には至らなかったものの、直近過去 5 年の平均助成件数（3,766 件）と同程度（3,993 件）の助成実績であり、中小企業者等の保有する PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の促進が図られており、基金造成先において中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされているため、「B」評価としたもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後も、中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保していただきたい。 ＜その他事項＞ 特になし。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
積立者に対する運用状況等の情報提供率(計画値)	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	289,772				
積立者に対する運用状況等の情報提供率（実績値）	-	100%	100%					決算額（千円）	210,646				
達成度	-	-	100%					経常費用（千円）	325,171				
運用利回り（計画値）	-	-	-	-	-	-	-	経常利益（千円）	—				
運用利回り（実績値）	-	0.34%	0.37%					行政サービス実施コスト（千円）	18,107				
達成度	-	-	-					従事人員数	1.25				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。	＜主な定量的指標＞ 積立者に対する運用状況等の情報提供率、利回り ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 最終処分場の埋立終了等に伴う取戻しに対応するため、預金による短期運用を中心としつつ、資金需要を考慮して債券による中・長期の運用を行い、前年度を上回る運用利回りを確保した。 最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立て及び取戻しについて、それぞれ適切に対応し、積立て及び取戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。また、最終処分場設置者に対し維持管理積立金の平成 26 年度運用利息額の通知を送付し、払渡請求書に基づく利息の払渡しを行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 維持管理積立金の運用については、安全性の確保を優先しつつ資金需要を考慮した運用により、前年度を上回る利回りを確保した。 維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息の払渡しについて、適切な管理を行うことができた。また、積立者に対し運用状況等の情報提供を行い、資金の透明性を確保することができた。 ＜課題と対応＞ 引き続き維持管理積立金の管理を適切に行う。 また、安全性の確保を優先しつつ資金需要を考慮した適切な運用を行うとともに、積立者に対し運用状況等の情報提供を行う。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、前年度を上回る運用利回りを確保している。また、積立者に対する運用状況等の透明性確保についても、運用利息額の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （実績に対する課題及び改善方策など） 引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法による運用や維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	

4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－1	認定・支給等の迅速かつ適正な実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿健康被害者の迅速な救済が求められているため。 難易度：「高」認定には環境省において高度な医学的判定を受ける必要があり、迅速に認定等を行うためには、機構が個々の申請（症例）に応じて適確な資料を収集する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0266 平成 27 年度基金シート 基金シート番号 27-005

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （参考値）	基準値（参考） （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
療養中の申 請から認定 等決定まで の処理日数	療養中の申 請の半数以 上を 3 か月 以内に処理	50%	42%					予算額（千円）	4,865,773				
〃	—	151 日 （前中期目標期間中 の平均処理日数）	116 日 注）					決算額（千円）	3,437,835				
								経常費用（千円）	3,459,627				
								経常利益（千円）	—				
								行政サービス実 施コスト（千円）	3,175,141				
								従事人員数	43				

注）石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。	（１）今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。 また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口の情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。	（１）認定等の迅速かつ適正な実施 申請段階より医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努め、１回の判定で済むケースを増加させることで、療養中の方々からの認定申請の総件数のうち半数以上を３か月以内に処理するよう努める。 また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口で随時、情報提供を行うなど、他制度との連携を図る。	＜主な定量的指標＞ ＞ （１）認定等の迅速かつ適正な実施 ・療養中の方々からの認定申請の総件数のうち半数以上を３か月以内に処理に努める。 （参考） ・前中期目標期間の平均処理期間 151 日 ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115 日 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ （１）認定等の迅速かつ適正な実施 ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。 ・労災保険制度等、他制度との連携を図るなど、国民サービスの向上につながる取組が行われているか。	＜主要な業務実績＞ （１）認定等の迅速かつ適正な実施 ・石綿繊維計測による特殊事例を除いた療養中の方の総件数 688 件のうち 3 か月以内に 289 件（42％）を処理した。 ・療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数は石綿繊維計測の特殊事例を除き 116 日（前年度実績 115 日）であった。 ・計測に時間を要している石綿繊維の計測について、民間の検査機関 2 機関と契約を締結し、計測が求められていた 5 件の計測を行い、このうち 1 件について認定を行った。 ・労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を精査し厚生労働省に 29 件の情報提供を行い、このうち 8 件が労災保険の支給決定を受けた。	＜評定と根拠＞ 自己評定：A （１）認定等の迅速かつ適正な実施 ・期間短縮に向けた新たな取組として、計測に時間を要している石綿繊維計測について、民間の検査機関 2 機関と契約を締結し、計測を開始し認定を行っている。 ・環境省の医学的判定において審議が 2 回以上行われた案件が多かったことから、療養中の方々からの認定申請の総件数のうち 3 か月以内に処理ができたのは 4 割に留まったが、案件毎の進捗管理を徹底するなど期間短縮に向けた取組によって、石綿繊維計測の特殊事例を除く平均処理日数は 116 日（前年度実績 115 日）を達成し、前中期目標期間の平均 151 日と比べて期間短縮が図られている。 ・また、上記の取組に加え新たに、指定疾病でないとされた申請者が適切な医療サービスを受けられるよう、申請者だけではなく受診中の医療機関に判定結果のフィードバックを開始している。	評定	A
							＜評定に至った理由＞ 認定・支給等の迅速かつ適正な実施における指標として、3 か月以内の処理は、中央環境審議会での医学的判定において審議を 2 回以上必要とした案件が多かったことから 4 割に留まったものの、平均処理日数は前中期目標期間中の平均処理日数 151 日から 116 日へと短縮（23％減）することができた。 この他にも、石綿線維計測が必要な特殊事例においても、民間検査機関との契約を通じて短縮化を図っているところである。 また、労災保険窓口への情報提供のほか、指定疾病でないとされた申請者が適切な医療サービスを受けられるよう医療機関に判定結果を提供するなど質的にも目標を上回る取組が行われている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果を上げていることから A としたもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 環境省から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り資料を収集し判定申出することにより、追加資料を求められる割合を減らし処理期間の短縮に努める必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし	
	（２）迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。	（２）今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。	（２）迅速かつ適正な支給 被認定者が受診する医療機関等の支給手続きを分かりやすく知らせるなど、被認定者からの請求が円滑に行われるよう努め、支給に係る事務を適切に行う。 また、認定の更新を受けるべき	（２）迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組をはじめ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。	（２）迅速かつ適正な支給 ・被認定者が石綿健康被害医療手帳を使用する医療機関に対して、「医療費請求のしくみ」について説明したパンフレットを配布し、手続きの周知に取り組んだ。 ・ i) 認定時期に応じて支給の時期を早めるよう支払日を複数化する取組の継続、 - ii) 給付の手引きの	（２）迅速かつ適正な支給 ・被認定者が石綿健康被害医療手帳を使用する医療機関に対して、医療費請求のしくみについて説明したパンフレットを配布するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組や、救済給付の適切な支給に係る取組が進められている。 ・救済給付の支給については、処理期間を長くする要因に対して可能なものについては改善の取組を行うなど、概ね前中期目標期		

			被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。		改訂、 iii) 厚生労働省より提供される認定被災労働者情報等について、石綿肺・びまん性胸膜肥厚に関する情報の定期的な入手を開始し、救済給付と労災保険給付との併給調整に係る突合範囲を拡大するなど、迅速かつ適正な支給に係る取組を進め、適切な支給を行った。 ・更新申請の意思がないことが確認されたものを除き、満了2か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行った。	間の平均を下回る処理期間で適正な支給を行うことができた。 ・認定更新申請手続きの態勢を漏れなく行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。 ＜課題と対応＞ (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・医療機関から可能な限り資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らし処理期間の短縮に努めること。 (2) 迅速かつ適正な支給 ・医療機関等に対し医療費の取扱いをより分かりやすく案内するなど、被災者からの請求がより円滑になるような取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施すること。 ・更新等対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続きの案内、申請の態勢を適切に実施すること。	
--	--	--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	救済給付の支給に係る費用の徴収		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0266

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別拠出金の徴収率		100%	100%						予算額（千円）	4,865,773				
									決算額（千円）	3,437,835				
									経常費用（千円）	3,459,627				
									経常利益（千円）	—				
									行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141				
									従事人員数	43				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。	特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 徴収すべき額を確実に徴収しているか。	＜主要な業務実績＞ 対象となる特別事業主 4 者に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、2 事業者から延納申請（4 期に分納）が出され、全納分及び延納分の徴収すべき額を徴収した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 救済給付の支給に係る費用として、特別事業主より確実に徴収している。 ＜課題と対応＞ 引き続き着実な徴収を行う。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として、特別事業主より確実に徴収を行うことができた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き着実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－3	制度運営の円滑化等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0266

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
	医師向け手引き等の配布を行った医療機関数		1,452 病院	5,667 病院						予算額（千円）	4,865,773				
	石綿関連疾患に係る学会セミナー開催数		11 回	12 回						決算額（千円）	3,437,835				
										経常費用（千円）	3,459,627				
										経常利益（千円）	—				
										行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141				
										従事人員数	43				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（1）被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。	（1）保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。	（1）保健所等への情報提供各地域で保健所等への説明会を実施し、担当者の相談・受付業務の知識を深め、申請手続の円滑化を図る。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ （1）保健所等への情報提供 保健所等窓口担当者の申請手続や相談についての必要な知識等を向上させるため、保健所説明会を 9 ブロックで説明会を実施した。 また、自治体（5 箇所）が主催する研修会においても、制度説明等を行った。	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 以下のように、新たな実施も含め、医師・医療機関に対する制度周知を適切に実施することができた。 ・医療機関への制度周知として、新たに四病院団体協議会と連携して、所属する医療機関に申請に係る手引き等の配布を広範に行うなど配布先の拡大を図り、各団体のホームページにリンク掲載やバナーを貼るなど、各種の媒体を活	評定 B ＜評定に至った理由＞ 医師・医療機関に対する制度周知として、四病院団体協議会と連携し、申請に係る手引きの配布先の拡大やホームページの利用など各種の広報を行うことができた。また、学会セミナー及び中皮腫細胞診断実習研修会の開催により、医師及び細胞検査技師等に対し石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上を図ることができた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、医療機関等への申請手続きの周知を推進する。また、新たな制度周知手段についても検討していく必要がある。

	（２）関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。 （３）救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。	（２）被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。 （３）認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。 （４）環境省や他の関係機関と	（２）アンケート調査 救済制度の適切な運営等に資するため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。 （３）医療機関等への申請手続等の周知 申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。 （４）調査・情報収集の実施	（２）アンケート調査 被認定者等に対する各種のアンケート調査を行った。 （３）医療機関等への申請手続等の周知 ・従来の申請実績病院（H25 年度 1,452 病院）に加え、四病院団体協議会（日本医療法人協会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会）の加盟病院も対象に、計 5,667 か所の医療機関に医師向け手引き、パンフレット、ポスターを送付し制度周知を行った。 ・石綿関連疾患は、人間ドックなど検診により発見されることもあるため、第 55 回日本人間ドック学会学術大会にブース出展し、疾病や制度の紹介を行うとともに関連資料等の配布を行った。 ・多数の医療機関等が購読している病院新聞（発行部数：約 1 万 8 千部）に広告を掲載した。また、学会（日本人間ドック学会：9 月、日本核医学学会：11 月）において各 400 部の配布を行った。 ・多数の医療機関が加盟する四病院団体協議会の協力のもと、各団体ホームページに協力依頼文書及び石綿トップページの URL の掲載を行った。また、日本医療法人協会ホームページに、機構ホームページのリンクバナーを実施した。	用した広報を行っている。 ・学会及び中皮腫細胞診断実習研修会等セミナー等の開催により、医師及び細胞検査技師等に対し石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 引続き各種の制度周知を推進する。	＜その他事項＞ 特になし
--	--	--	--	---	--	-------------------------

	（４）制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。	も連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。 （５）救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。 （６）認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。	環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。 （５）医療機関等への知見の還元等 診断技術の向上を図るため、中皮腫の確定診断について中皮腫実習研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関わる学会等でセミナーを開催する。 （６）救済制度に関する情報の公開 救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。	（４）調査・情報収集の実施 ・石綿ばく露の実態を把握することを目的としてデータの集計等を行った。 ・中皮腫の治療内容等の情報を活用し、医療機関に対し情報提供することを目的に、データの整理、集計等を行った。 ・肺内石綿繊維計測ガイドラインを作成し、関係機関に配布した。 （５）医療機関等への知見の還元等 ・中皮腫の診断に係る細胞診断について、細胞検査士等の診断技術の向上を図るため、中皮腫実習研修会を実施した。 ・石綿による肺がんの診断に係る石綿小体計測について、検査技師等の測定技術の向上を図るため、石綿小体計測制度管理事業を実施した。 ・医師・医療機関を対象に、制度周知及び石綿関連疾患に係る診断技術の向上を図るため、12 箇所の学会でセミナーを実施した。 （６）救済制度に関する情報の公開 申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表し、一部は報道発表を行った。		
--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－６－４	救済制度の広報・相談の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－3．石綿健康被害救済対策 平成 27 年度行政事業レビューシート　事業番号 0266

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）25 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
広告の手法		・掲載誌 14 紙 ・車内広告 17 路線 ・石綿関連業界専門誌 2 誌	・掲載誌 28 紙 ・車内広告 17 路線 ・関西主要 4 駅における大型広告 ・石綿関連業界専門誌 38 誌					予算額（千円）	4,865,773				
								決算額（千円）	3,437,835				
								経常費用（千円）	3,459,627				
								経常利益（千円）	—				
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141				
								従事人員数	43				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	（１）年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。	（１）制度に関する広報等 広報に関する計画を定め、新聞広告等により広範な広報を実施するとともに、地域別の被認定者の認定状況なども参考に、地方公共団体主催のイベント等とも連携して制度の周知を図る。	＜主な定量的指標＞ <				

			について分かり やすく説明を行 う。				
--	--	--	--------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－5	安全かつ効率的な業務の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0266

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	個人情報保護・ 情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%							予算額（千円）	4,865,773			
											決算額（千円）	3,437,835			
											経常費用（千円）	3,459,627			
											経常利益（千円）	—			
											行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141			
											従事人員数	43			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。	（１）認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてデータをもとに業務を適切に管理する。 （２）申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。	（１）認定・給付システムの運用等 認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。 （２）個人情報の保護等 職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ （１）認定・給付システムの運用等 システムの安定的運用を継続させるため、より高度な情報セキュリティ強化をすべく平成 25 年度にサーバ機器等のハードウェアをデータセンターに移行し、引き続き安定的運用を行った。 （２）個人情報の保護等 ・個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、石綿健康被害救済部の全職員（派遣職員等を含む）を対象に個人情報保護及び情報セキュリティ研修を実施した。 ・セキュリティ対策の最新情報を得るため、総務省が行う情報システム統一研修に石綿健康被害救済部セキュリティ担当者を参加させた。 ・石綿健康被害救済業務では機微な個人情報を取り扱っており、石綿健康被害救済業務に係る情報セキュリティへの対応状況を検証するため、外部機関による調査・評価を実施した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B ・認定・給付システムについて、引き続き安定的運用を行っている。 ・石綿救済業務に携わる全ての職員（派遣職員等を含む）に対して個人情報保護及び情報セキュリティ研修を実施している。 ・石綿健康被害救済業務に係る情報セキュリティについて、外部機関による評価では、十分な取組みが行われているとの評価を得ている。 ＜課題と対応＞ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。	評定 B
							＜評定に至った理由＞ 認定・給付システムの運用にあたりデータセンターを活用してシステムの安定運用及び情報セキュリティの強化が図られているほか、救済業務に携わる全職員に対し個人情報保護・情報セキュリティ研修を実施している。さらに、情報セキュリティに関する外部機関による調査・評価を受けるなど、個人情報保護・情報セキュリティの確保が図られている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－6	救済制度の見直しへの対応		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－3．石綿健康被害救済対策 平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0266

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度				26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
環境省との意見交換会の実施の有無		有	有								予算額（千円）	4,865,773			
環境省への制度運用に係る統計資料の提供の有無		有	有								決算額（千円）	3,437,835			
環境省への石綿ばく露状況調査の結果の提供の有無		有	有								経常費用（千円）	3,459,627			
											経常利益（千円）	—			
											行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141			
											従事人員数	43			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報の収集に努める。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 情報収集が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努めた。 また、被認定者に関する石綿ばく露状況調査の結果や制度運用に係る統計資料を環境省に提供した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 環境省との意見交換を行い、情報収集に努めている。 ＜課題と対応＞ 今後とも引き続き意見交換を行う。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 環境省と機構とで制度運用を含めた意見交換を通じて情報収集に努めているほか、制度見直しの基礎資料となる制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査を着実にを行っている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後も引き続き制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査を行い、意見交換を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	組織運営		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		環境政策の実施 機関として機構 が担う業務を着 実に実施すると ともに環境問題 の動向に迅速か つ適切に対応し 得る組織を構築 するため、効率 的な業務実施体 制及び適正な人 員配置の見直し の検討を適宜行 う。	環境政策の実施 機関として機構 が担う業務を着 実に実施すると ともに環境問題 の動向に迅速か つ適切に対応し 得る組織を構築 するため、人員 配置、人事評価 制度、職員研修 等の業務運営体 制について、継 続的に見直しを 行う。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> <評価の視点> 年度計画に各項目 に対して十分な取 り組みが検討、実施 されているか	<主要な業務実績> <			

じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。	の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。	業務の実施体制の検討を開始する。また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため検討を開始する。		討を開始した。 予算から決算に至るまでの事務効率化を図るために、新たな経理システムの構築に着手した。	●一層の事務処理の効率化 新たな経理システムの構築に着手した他、管理業務に係る事務処理効率化の検討を開始した。	<その他事項> 特になし
(2) 内部統制の強化 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への的確に反映させるなど、内部	(2) 内部統制の強化 役職員が法令を遵守し、適正に業務を執行するため、コンプライアンス・マニュアルを随時見直しとともに、職員研修を定期的に実施する。理事長による統制環境を確保するため、職員との意見交換、リスクの点検、監査結果を業務運営への的確に反映させるなど、取組の充実を図	(2) 内部統制の強化 コンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への的確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティリスク及び施策の確認等を行うとともに、情報セキュリティ監査を定		(2) 内部統制の強化 新卒採用職員を対象に、コンプライアンス等に関する講話を実施した。 法務省主催の「人権に関する国家公務員等研修会」に職員を派遣し、人権問題に関する理解と認識を深めた。 コンプライアンスに関する日頃の実施状況について確認するため、全役職員の自己点検を実施した。 全役職員に対して、国、民間企業における違反事例を中心として、コンプライアンス	●コンプライアンスに関する研修 コンプライアンスに関する自己点検や研修等を計画的に行い、役職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等の推進を図った。	

	統制の強化を図ること。 あわせて、情報セキュリティポリシー一規程等に従い適切な情報セキュリティレベルを確保すること。 また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	る。 適切な情報セキュリティレベルを確保するため、情報セキュリティポリシー一規程等に従い情報システムの管理を行う。 また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	期的に実施し、適切な情報セキュリティレベルの確保を図る。 コンプライアンス推進委員会において、定期的な法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。	の基礎的事項に関する研修を実施した。 全職員（年度内 3 回）及び管理職（年度内 1 回）に対し、理事長から訓示を行い、業務の運営方針や各部共通して取り組む重要事項等に係る理事長の考え方を周知した。 各部と理事長との意見交換会、職員と理事長との意見交換会を通じて、理事長が組織運営上の課題や各部の取組状況を確認することにより、ガバナンス上の要対応事項、検討事項等を洗い出し、機構全体として改善施策を企画立案し、推進していく体制を整備することができた。 平成 26 年度は役員懇談会を 23 回（平成 25 年度は 15 回）開催し、役員懇談会で抽出した機構内の課題について、意見交換を行った。役員懇談会では、それぞれの課題について担当部署の職員からの報告を踏まえて、課題解決のための検討を行い、可能なものから実施した。 【主な検討結果の実務への反映例】 （ア）外部からの意	●内部統制の強化 全職員（年度内 3 回）及び管理職（年度内 1 回）に対し、理事長から訓示を行い、業務の運営方針や各部共通して取り組む重要事項等に係る理事長の考え方を周知した。 各部と理事長との意見交換会、職員と理事長との意見交換会を通じて、理事長が組織運営上の課題や各部の取組状況を確認することにより、ガバナンス上の要対応事項、検討事項等を洗い出し、機構全体として改善施策を企画立案し、推進していく体制を整備することができた。 役員懇談会については、平成 25 年度 15 回開催に対し平成 26 年度は 23 回開催し、機構の重要な諸課題に関して理事・監事等が意見交換を行い、「外部からの意見・要望対応のルール化」、「人材育成に係る研修実施計画の策定」などを実現し諸課題に対応することができた。	
--	---	--	--	--	--	--

				見・要望対応のルール化 (イ) 人材育成に係る研修実施計画の策定 (ウ) 環境再生保全機構 10 周年誌の作成 リスク管理委員会を計 2 回 (H26.10、H27.2) 開催した。 平成 26 年 10 月の委員会では平成 25 年度実施したリスク管理状況の自己点検結果を詳細に分析し、現状における管理上の課題等の洗い出しを行った。 平成 27 年 2 月の委員会では洗い出された課題等の確認及び今後の方針等について検討を行い、「従来の重要リスク」68 項目について再整理し、34 項目とした上で、リスク評価の見直しやリスクカテゴリーの見直し等により新たに 38 項目を追加するなど、リスクを再整理した結果、今後機構全体として管理すべき「新しい重要リスク」として 72 項目を選定した。 情報セキュリティ委員会を計 5 回開催し、情報セキュリティリスクの確認及び各種対策に取り組み、適	●リスク管理の強化 自己点検結果の分析により抽出された諸課題の改善を図り、複雑化していた管理状況が整理され、経営レベルで管理の徹底を図っていく「重要リスク」として 72 項目を明確化するなど、今後の管理の有効性を高めることができた。 また、「ERCA 業務継続対応表」の作成により、職員の安否確認から非常時優先業務の実施までの工程が整理され、平時から必要な事前対策に取り組むことにより、発災直後の業務レベルの確保を確実にすることができた。 ●情報セキュリティ対策の強化 情報システムの企画、調達等について、総務部（企画課情報管理係）の	
--	--	--	--	--	--	--

				切な情報セキュリティレベルの確保を図った。 各部の情報システムのセキュリティ強化及び最適化等のため、開発・導入する際の企画・調達等を総務部（企画課情報管理係）が一元管理する運営を平成 26 年 4 月から開始した。 各部管理のモバイル PC 等の統一的なセキュリティ管理を強化するため、総務部（企画課情報管理係）によるセキュリティ対策を一括して管理する方針を決定し、運用を開始した。 機構の情報システム全体方針の策定、CSIRT（コンピュータインシデント対応チーム）の整備等を実施し、各部との更なる連携に努め、情報システム管理体制の強化を図った。 平成 26 年度内部監査実施計画に基づき、監査室により内部監査を実施し、監査結果の報告書は理事長に提出するとともに理事会で報告し周知を図った。また、改善等の措置が必要と認める事項については理事長から被監査部門	統一的な管理により情報セキュリティ全般の強化及び情報システムの最適化を推進できた。 ●内部統制の評価等 内部監査結果は、理事会で報告し周知を図るとともに、改善等の措置が必要と認められた事項については有効な改善施策が実施され、業務運営への確に反映されたことを確認することにより、内部統制の強化を図ることができた。	
--	--	--	--	---	--	--

				の長に改善等の措置を講ずるよう指示を行い、被監査部門の長は速やかに改善措置報告書を理事長に提出し、必要な措置等を講じた。 監事からは内部統制システムに関し、「内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。」との内容を含む監査報告書の提出を受けた。 外部有識者 3 名を委員として含むコンプライアンス推進委員会を平成 27 年 2 月に開催し、独立行政法人通則法改正に係る対応状況、リスク管理の状況、業務継続計画に基づく業務継続対応の検討状況及び内部統制の状況の確認等を行った。	また、外部有識者 3 名を含むコンプライアンス推進委員会を開催し、独立行政法人通則法改正に係る対応状況やリスク管理等について審議した。 <課題と対応> ●承継業務：業務実施体制の見直しの検討 債権回収の状況等を注視しながら、引き続き組織全体の業務実施体制について検討を進める。	
--	--	--	--	--	--	--

						●一層の事務処理の効率化 経理システムの再構築については、平成 27 年度中に開発を完了するとともに、管理業務については、旅費関係事務や給与関係事務を中心に、効率化の検討を進める。 ●コンプライアンスに関する研修 研修や自己点検等を計画的に行い、役職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等のさらなる推進を図る。 理事長との意見交換会で把握されたガバナンス上の要対応事項、検討事項等に関して、洗い出された課題と検討内容を踏まえ、具体的な改善策に取り組む。 ●内部統制の強化 今後役員懇談会で検討すべきテーマについては、役員等が提案し意見交換した上で、重要な諸課題を整理しており、引続き役員懇談会等で議論し課題解決に向けた取組を行っていく。 ●リスク管理の強化 平成 26 年度に再整理された重要リスク 72 項目についてリスク管理を徹底する観点から導	
--	--	--	--	--	--	---	--

						入した「事務事故等の報告制度」「危機情報の報告制度」の二つの制度の定着化を図るなど、経営レベルでのモニタリングの強化を図る。 業務継続計画等の実効性を高めるため、担当職員以外でも円滑に対応できるよう、非常時優先業務の手順書等を作成するとともに、実施訓練等を通じて、検証と改善を継続的に行う。 ●情報セキュリティ対策の強化 平成 27 年度に予定している机上 PC の更新にあわせて、引き続きサイバー攻撃への対策を着実に実施するとともに、内部及び外部委託先からの不正な情報持ち出しへの対策を推進していく。 個人情報の管理等に関する項目（マイナンバー制度、外部委託先における個人情報の管理状況点検等）の対策を推進し、役職員及び外部委託先への周知徹底を図る。 独立行政法人通則法等の改正に伴う業務方法書の改正に関して、内部規程等の対応を含め内部統制強化の実効性を確保する。 改正後の独立行政法人通則法の規定に基づき、省令により定められ	
--	--	--	--	--	--	---	--

						た監事監査の報告事項 に適切に対応する。	
--	--	--	--	--	--	-------------------------	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－2	業務運営の効率化			
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート	事業番号 0320

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲ 6.5 %超	2 6 年度中期計画	▲ 1 0.8 %					除く人件費
	業務経費	▲ 4 %超	2 6 年度中期計画	▲ 1 8.1 %					除く人件費、特殊要因等

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。 ① 一般管理費 一般管理費（人件費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第 3 期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で 6.5 %を上回る削減を行うこと。	(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。 ① 一般管理費 一般管理費（人件費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5 %を上回る削減を行う。	(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。 ① 一般管理費 一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 26 年度予算を作成し、効率的執行に努める。	<主な定量的指標> 一般管理費 26 年度中期計画 4 2 1 百万円 26 年度実績 3 7 6 百万円 中期計画比 ▲10.8% 業務経費 26 年度中期計画 1, 5 1 9 百万円 26 年度実績 1, 2 4 4 百万円 中期計画比 ▲18.1% <その他の指標> なし <評価の視点> (1) 経費の効率	<主要な業務実績> (1) 経費の効率化・削減等 ① 一般管理費の効率化・削減 一般管理費（26 計画予算額→26 実績額）：▲58 百万円（434 百万円→376 百万円） 一般管理費（人件費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 26 年度予算を作成し、その予算の	<評定と根拠> 評定：B (1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減 ① 一般管理費 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 26 年度予算を作成し、情報システム関係経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努め、目標を上回る削減を達成した。	評定 B <評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費ともに予算の範囲内で全体的な経費の削減が図られるとともに、人件費の対国家公務員比（ラスパイレス指数）についても、他の法人と比べ高い状態であるものの、適正化のための継続的な取組みが行われ、ホームページ上での公表もなされている。 また、競争性のない随意契約についても削減の方向が定着し、0 件となっているなど、効率化のための取組が継続して行われており適切に実施されている。 <今後の課題> 人件費について、引き続き、業務の実績等を考慮しつつ社会一般の情勢に適合した水準を維持すること。 独法通則法改正に伴う独立行政法人の会計や契約に係る新たな指針等に対応しつつ、適切な予算執行に努めること <その他事項>

				化・削減等 ①一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。	範囲内で、情報システム関係経費の縮減等（▲60百万円）を図るなど、効率的な執行に努めた。また、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、26年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。		特になし
	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4％を上回る削減を各勘定で行うこと。	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の初年度（平	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4％）を達成すべく所要の削減を見込んだ平	②業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。	② 業務経費の効率化・削減 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標（▲4％）を達成すべく所要の額を見込んだ平成26年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。 また、業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行	② 業務経費 業務経費については、各業務の対象経費について中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成26年度予算を作成し、公健勘定における汚染負荷量賦課金の徴収等に必要な業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努め、目標を上回る削減を達成した。	

	成 26 年度) 比で 4 %を上回る削減を各勘定で行う。 ③ 人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえた対応を適切に行うこと。	成 26 年度) 比で 4 %を上回る削減を各勘定で行う。 ③ 人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえた対応を適切に行う。	成 26 年度予算を作成し、効率的執行に努める。 ③ 人件費等 機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	③ 人件費等 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取り組み状況について公表が行われているか。	管理を行っていく観点から、26 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ③ 人件費等 - 平成 25 年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。(H26.6) - 平成 25 年度の実績対国家公務員指数 106.4 (地域・学歴勘案 106.4) - 平成 26 年 12 月、平成 26 年人事院勧告を踏まえ、平成 26 年度の給与について、本俸額の引き上げ、賞与支給割合の引き上げ等を内容とする給与規程の改正等を行った。 - 同勧告における国家公務員の「給与制度の総合的見直し」の方針を踏まえ、平成 27 年度からの給与について、平成 27 年 3 月に、本俸額の引き下げ、特別都市手当の支給割合の引き上げ等を内容とする給与規程の改正等を行った(平成 27 年 4 月 1 日施行)。	③ 人件費 平成 25 年度ラスパイレス指数については、前年度から 1.9 ポイント下回る水準となっているが、これまでの給与水準適正化のための継続的な取組効果のほか、国からの出向者の異動等指数算定対象職員の変動によるところが大きい。	
	(2) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取	(2) 随意契約等 等の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものと	(2) 随意契約等 等の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものと	(2) 随意契約等 等の見直し 入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等を図るた	(2) 随意契約等 等の見直し	(2) 随意契約等 等の見直し	

				け、契約手続審査委員会として発生原因を分析するとともに、改善方策に照らしてその対応状況について検証し、一者応札・応募に対する一層の改善を図るため、次に掲げる対応策を講じた。 ア．各部は、契約手続を開始する前、契約手続審査委員会の審査を受ける際に、一者応札・応募の可能性の有無を報告し、委員会は一者応札の回避に向けた対応を審査するとともに、情報の共有化を図る。 イ．各部は、一者応札・応募の発生の可能性がある判断した時には委員会に報告後、理事長及び担当理事に事業執行の判断を仰ぎ、各部の判断ではなく組織として合意形成を図る。 ウ．研修などを通じ、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に対する職員意識の醸成を図る。 また、契約の適正性を確保するため、契約に係る事務手続きマニュアル等の抜本的な改正を実施するとともに、契約担当者に対する研修を平成 26 年 11 月と平成 27 年 2 月に実施した。 加えて、一般競争入札等への参加者を増やす取組として、平成 27 年 1 月末より調達に係るメールマガジンの運用を開始	の達成目標（件数及び契約額並びに全体に占める件数及び契約額の割合）をいずれも達成した。	
--	--	--	--	--	--	--

	② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。	② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第21条の3の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保	② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第21条の3の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。	し、メールマガジンに登録した者に随時調達情報を提供した。 ② 契約に係る審査体制 ア．機構内における審査体制 （ア）契約手続審査委員会による審査 平成 25 年度に設置した契約手続審査委員会において、調達案件の事前審査を実施してきたところであるが、今年度も引き続き委員会による審査を実施し、調達等に係る公正性の確保、契約手続きの厳格な運営を図るとともに、今年度より昨年度委員会で審査を受けた同条件の案件については、分科会審査とすることで効率的かつ機動的な委員会運営に努めた。 委員会及び分科会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、委員会 27 回、分科会 20 回を開催し、80 案件の審査を実施するとともに、契約手続等の統一的なルール等の策定を行った。 【策定した主なルール等】 ・委員会の審査を受けた調達案件であって、同様の条件等で事業を実施する場合、分科会による審査を実施 ・反社会的勢力の排除規	②契約に係る審査体制 ア．機構内における審査体制 （ア）契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会により、80 案件の審査及び契約手続等の統一的なルール等について適切に審査を行った。	
--	--	---	--	--	--	--

		に努める。			定の新設（会計規程実施細則及び契約事務取扱細則の改正を含む。） ・ 発送先（件数）が未確定で総価方式による契約ができない場合、単価契約を採用 ・ 一者応札・応募の可能性のある調達案件への対策等 ・ 予定価格積算に当り、市場価格又は今までの経験値を踏まえ実勢値に応じた積算などを行うこと （イ）その他の審査等 ・ 参加資格停止措置 一般競争入札において、落札者が契約締結を辞退した事案があり、理事長をトップとする「資格停止措置に関する審査会」を開催、検討を行った結果、1 か月の参加資格停止措置が相当であるとして、落札者に通知した。 ・ 少額随契案件の審査 少額随契等（委員会及び分科会の審査対象外）は、経理部において全件審査を実施した。 ・ 予定価格の設定 予定価格の設定にあたっては、「予定価格算定にあたっての留意点について」（平成 25 年 8 月 1 日付契約担当職（取決め））等に基づき対応しているところであるが、今年度は予定価格積算の適正性の分析・検証を実施し、予定価格の積算に当たっては今までの経験値や市	
--	--	-------	--	--	--	--

				場価格を確認するなど実勢値に応じた積算を行うよう徹底することとした。なお、今後も予定価格の設定状況及び入札額の動向を継続的に検証できるように契約手続審査委員会において入札率のデータ収集を行うこととした。 ・1000 万円以上の予定価格の設定 1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、経理部担当理事の審査を実施した。 ・100 万円以上の契約 毎月理事会に報告し点検のうえ、ホームページで公表した。 ・内部監査 内部監査による改善提言を受け、分科会を活用するため分科会審査基準を設定した。また、反社会的勢力の排除を調達資料に反映させるため規程整備を行うなど契約事務の適正化を図った。 イ．契約監視委員会による審査 契約監視委員会において、平成 26 年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況について事後評価を受けたが、特段の意見はなかった。また、機構の契約の全体像につい	イ．契約監視委員会による審査 平成 26 年度に一者応札が 3 件発生したこと、一般競争入札の落札者が契約締結を辞退した業者に対する「参加資格停止措置」を行ったことについて各委員へ適切	
--	--	--	--	--	--	--

				て説明し、今後も引き続き適切に管理していくことを報告した。 なお、平成 26 年度に発生した一者応札・応募（3 件（公募 2 件を除く））及びその対応策について、また、入札落札者の契約締結辞退により「参加資格停止措置」を行ったことについては、事案発生の都度、各委員に報告を行った。 ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応 機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成 26 年度において民間団体がその専門性を生かせる分野として「スタッフ向け環境 NGO・NPO レベルアップ実践研修（各地域別）」など 9 件が NPO 等との契約となった。 ④ 契約の公表 8 類型について適切に公表し、透明性の確保に努めた。なお、当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入に占める額が 1/3 以上で、かつ、当機構の役員経験者で当該法人の役員等に再就職している	に報告した。平成 26 年度の契約 80 案件について、平成 27 年 4 月 7 日に委員会を開催し点検を受けたが、特段の指摘はなかった。	
--	--	--	--	---	---	--

					取引先は、該当がなかった。	<課題と対応> （１）経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努めるとともに、独法通則法改正に伴う独法会計基準の見直しに対応していくため、27年度計画予算から策定方法を抜本的に見直す。 人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。 （２）随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等の適切な策定に努め、契約監視委員会及び契約手続審査委員会を適切に開催することで、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 現行の随意契約見直し計画の枠組み等の見直しについて、総務省からの指示による調達等合理化計画を策定することとし、新たなルールの下で随意契約等の継続した改善に取り組む。	
--	--	--	--	--	----------------------	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－3	業務における環境配慮								
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	2 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	温室効果ガス排出量（温室効果ガス量）		18 年度比	▲41.4%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。 （1）毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。 （2）温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実に行うこと。	温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。 また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施する。 また、平成 25 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。	<主な定量的指標> 温室効果ガス排出量 <その他の指標> なし <評価の視点> 年度計画に対して十分な取組がなされているか	<主要な業務実績> ●環境報告書について 機構の事業活動が環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、「環境報告書 2014」では業務の実施に付随する環境配慮の記載にとどまらず、業務の質の向上を目指して実施した取組（創設 20 周年を迎えた地球環境基金の軌跡・事業見直し等）や	<評定と根拠> 評定：B ●環境報告書について 環境報告書を計画通り公表することができた。 環境報告書の作成に当たっては、業務の実施に付随する環境配慮にとどまらず、各事業の実施を環境分野の社会貢献活動として位置づけて編集し、CSR 報告の要素を備えたものに仕上げることができた。また、有効な広報ツールと	評定		B
							<評定に至った理由> 温室効果ガス排出量については、1 8 年度比で 41.4%削減しており、適切な運営が行われている。また、環境報告書の作成及び公表に当たっても、標準的な取り組みがなされている。 <今後の課題> 次年度以降も、引き続き、業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るとともに、社会貢献活動の推進体制の整備に取り組み、地域との関係構築等を進める。 <その他事項> 特になし		

				機構が行う社会貢献活動等を幅広く掲載するなど、機構の事業を効果的に伝える広報ツールと位置づけて作成し、ホームページに公表（H26.9）するとともに、関係機関等に送付した（H26.10、約 1,700 部）。 併せて、昨年度に引き続き職員の通勤や機構の業務活動に伴う二酸化炭素排出量を算出し、同報告書に掲載した。 機構全体で社会貢献活動（CSR）を推進するため、CSRに関する講演会等への参加、川崎市及び民間企業へのヒアリング、ボランティア活動への試行的な体験参加などを行い、職員による社会貢献活動の推進策を検討した。 ●環境配慮について ①平成 26 年度の環境配慮のための実行計画を定め、同計画に基づき、全役職員を対象に自己点検を実施した。 ②入居ビル専有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象とし、昨年度に引き続き以下の項目に留意し	して活用し、情報提供の充実に資することができた。	
--	--	--	--	---	---------------------------------	--

					電気使用量の削減に日常的に取り組んだ。 ・執務室内の照明一部取り外し ・昼休みや退出時の自主的な部分消灯 ・執務室エリアの照明のゾーン管理 ・離席時の PC モニターの電源オフ ③電気使用量の削減を図るため、平成 27 年 3 月に石綿健康被害救済部、監査室の執務スペースを中心に LED 蛍光灯 175 本に交換した。	<課題と対応> ・引き続き、業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図る。 ・平成 26 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。 ・平成 26 年度に行った社会貢献活動に関する検討内容等を踏まえ、推進施策の検討、地域との関係構築等を進め、機構職員による社会貢献活動の推進体制の整備に取り組む。	
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ－1		予算、収支計画及び資金計画の作成等							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー		平成 27 年度行政事業レビューシート 事業番号 0320				

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。 なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	別紙のとおり	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 1.計画予算と実績について「Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 2.運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ 1.計画予算と実績の概略 法人総計としての収入は、計画額約 649 億円に比し実績額約 625 億円と▲24 億円(▲3.7%)の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 655 億円に比し実績額約 597 億円と▲約 58 億円(▲8.8%)の減少となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 収入 計画予算 46,634 百万円 実績 43,955 百万円 差額 ▲2,680 百万円	＜評定と根拠＞ 評定：B 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。 ＜課題と対応＞ 今後も引き続き、一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努め、国から財源措置された運営費交付金の縮減を図っていく。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 法人総計としての収入額は計画額と比べて▲24 億円となったが、支出も計画額と比べて▲58 億円となり、運営経費の縮減に努めた。 また、平成 26 年度における契約（契約件数 80 件、契約額 784 百万円）の全てが競争可能なものであったことも評価される。 以上のことを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B としたものの。 ＜今後の課題＞ 今後も引き続き、競争性のある契約の徹底と運営経費の縮減に努められたい。 ＜その他事項＞ 特になし

					賦課金等の業務収入が納付金の減少等に伴い計画に比し▲2,644 百万円の減少となったこと等のため。 支出 計画予算 46,730 百万円 実績 43,631 百万円 差額 ▲3,099 百万円 公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため。 ・石綿健康被害救済業務勘定 収入 計画予算 5,069 百万円 実績 5,173 百万円 差額 104 百万円 石綿健康被害救済基金の運用による利息収入等が90 百万円増加したこと等のため。 支出 計画予算 4,997 百万円 実績 3,555 百万円 差額 ▲1,442 百万円 患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったこと等から、▲1,442 百万円の減少となったため。 ・基金勘定 収入 計画予算 2,819 百万円 実績 2,830 百万円 差額 11 百万円 都道府県補助金収入で▲24 百万円計画を下回ったものの、運用収入等の増加により計画を上回る実績となったため。	
--	--	--	--	--	--	--

					支出 計画予算 4,422 百万円 実績 3,371 百万円 差額 ▲1,051 百万円 PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため ・承継勘定 収入 計画予算 10,418 百万円 実績 10,591 百万円 差額 173 百万円 業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画から 3,612 百万円増加したこと等によるため。 支出 計画予算 9,371 百万円 実績 9,168 百万円 差額 ▲203 百万円 サービサー委託に伴う債権回収委託費が予定を下回ったこと等によるため。 2.運営費交付金債務の発生状況等 ・公害健康被害補償予防業務勘定 運営費交付金債務残高 76 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 36 百万円及び人件費の縮減等 40 百万円 ・基金勘定 運営費交付金債務残高		
--	--	--	--	--	---	--	--

					122 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 100 百万円及び人件費の縮減等 21 百万円 ・ 承継勘定 運営費交付金債務残高 162 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 75 百万円及び人件費の縮減等 87 百万円		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

平成26年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	1,689
国庫補助金	942
その他の政府交付金	12,309
都道府県補助金	700
長期借入金	3,500
業務収入	44,296
運用収入	1,312
その他収入	192
計	64,940
支出	
業務経費	55,864
公害健康被害補償予防業務経費	46,487
うち人件費	375
石綿健康被害救済業務経費	4,702
うち人件費	362
基金業務経費	4,293
うち人件費	144
承継業務経費	382
うち人件費	216
借入金等償還	8,700
支払利息	163
一般管理費	793
うち人件費	359
計	65,520

[人件費の見積り]

平成26年度 1,253百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	332
国庫補助金	242
その他の政府交付金	8,347
業務収入	36,874
運用収入	834
その他収入	6
計	46,634
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	46,487
うち人件費	375
一般管理費	243
うち人件費	108
計	46,730

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	3,962
業務収入	1,035
その他収入	72
計	5,069
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	4,702
うち人件費	362
一般管理費	295
うち人件費	131
計	4,997

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。